

生徒のみなさんへ

## 12月14日（月）～18日（金）の学校教育活動について

### 実施形態

- ・時差登校、3時間授業で生徒放課。
- ・部活動は自粛又は制限を設けながら実施。
- ・進路活動、受験勉強については別途対応。

### 日常生活

（改訂版）新しい生活様式の徹底と強化週間にする。以下、確認事項と今週の留意事項。

#### 1. 登下校時

- ①登校後ただちに、手指消毒又は石鹸を使った手洗い徹底。うがいを行う。
- ②公共交通機関を利用する場合は、マスク着用の徹底、手洗いの徹底。せき、くしゃみ等エチケット徹底。
- ③換気を行うため日常的寒暖対策。
- ④健康観察シートの記入。

#### 2. 認められる服装

- ①基準服・選択服（ポロシャツ含む、Vネックセーター含む）。
- ②制服のクリーニング等への対応。  
指定ジャージ登校（指定ジャージの場合はポロシャツとの組み合わせのみ許可）。
- ③冬服期間であり登下校の上着着用を徹底すること。  
※報恩講、花まつり、卒業式、入学式は基準服。

#### 3. 感染予防対策（生徒本人の対策）

- ①各クラスと生徒玄関に設置されている手指消毒液を利用すること。
- ②原則マスクを着用すること。
- ③ハンカチを必ず持参すること。

**★教室でマスクを外して注意を受けている生徒がいます。周囲のことを守るためということを理解すること。**

#### 4. 換気の徹底

- ①授業中は25分に一度換気（5分程度）と授業終わりに換気実施。
- ②二方向（対角の窓・ドア）を開けて換気する。
- ③気温や天候によっては可能な限り常時換気をする。（特別教室、体育館含む）

#### 5. 体調不良の場合（出席停止措置）

- ①健康観察シート項目に該当するものがあれば登校しない。
- ②登校後の体調不良は直ちに担任へ報告又は保健室へ行き、速やかに下校の措置をとる。
- ③体調不良により欠席、早退した場合、体調が回復するまでは登校しない。  
※保健室での経過観察はしない。迎えを待つ間は保健室で待機する。

#### 6. 欠席について

柔軟な対応をしているので、困ったことがあれば担任に連絡すること。

## 7. 飲食について

- ①今週は昼食を取らずに帰宅すること。休み時間等の飲食は十分に注意すること。
- ②飲みまわし、食べまわし、手渡しなど**飲食物の共有禁止。★**
- ③部活動等で昼食をとる場合は、決められた場所以外でとることはできないので注意すること。

## 8. せき・くしゃみマナー徹底

- ①マスク、手、衣服を利用して飛沫感染を最大限防ぐようにすること。
- ②マスクがない場合は、ハンカチ、タオルで対応すること。

## 9. 感染に関わる偏見・いじめの根絶

- ①感染の疑いがある生徒、家族で発症した生徒、発症してしまった生徒に対する言動の配慮。
- ②感染を装った言動は厳禁。違法行為となる場合もある。

**※人権・人格を無視するような心無い行為に対しては、厳格に指導の処置を加える。**

**※感染拡大は身近に迫っており、いつでも自分がその立場になるかもしれないことを自覚すること。**

## 10. 放課後（12月14日～18日）の過ごし方

- ①生徒は速やかに下校すること。但し、顧問又は担当教諭に認められている活動を行う場合（許可を得ている部活動、学習活動、進路活動）は顧問又は担当教諭の指示に従うこと。
- ②アルバイトについては可能な限り自粛すること。午前授業の趣旨を理解して判断すること。
- ③下校時は急を要する要件以外は、真っ直ぐ帰宅し、商業施設、飲食店、友人宅への出入りを禁止する。
- ④自動車学校は可能な限り、講義等を19日以降に変更し対応すること（無理な場合は感染防止対策に努め通学すること）。
- ⑤迎えを待つ場合は、教室で待機することができる。

**★感染しない、させないことを念頭においた措置であることを十分に理解した行動を取ることを。**

## 11. その他

- ①ゴミ箱の使用については、飲み物、お弁当、ストローなどは必ず水で洗い流してから捨てることを徹底。  
（徹底ができない場合、ゴミ箱の撤去もあり得る。）
- ②以下のゴミはポリ袋等に入れてから燃えるゴミ箱へ捨てる。  
・マスク・鼻や口などに触れた感染症拡大リスクの高いティッシュ等・弁当等の食べ残し。
- ③水筒、ペットボトルなどの飲み物持ち込みの推奨。（喉の乾燥を防ぐ。授業中水分補給可。）
- ④**授業中の飲みものは、フタのできるペットボトル・水筒のみ許可する。**
- ⑤清掃活動後は必ず、手指消毒又は石鹸を使用した手洗いをを行うこと。**ハンカチを必ず持参すること。**
- ⑥様々なマナーやルールがあるが、**自分の健康と自らが周囲の人へ感染させない配慮が重要**である。

## 12. 冬休み中について

- ①上記過ごし方を遵守して生活、活動すること。
- ②部活動、進路活動、受験勉強については、各顧問、担当教員の指示に従うこと。
- ③不要不急の外出を控え、**医療従事者の負担軽減、高齢者、基礎疾患を持つ方への配慮を心がけること。**
- ④冬休み中に登校する場合は、制服、指定ジャージ、部活動のジャージ、その他部活動で認められている服装で登校すること。
- ⑤顧問、担当教員の許可を得ていない学校での活動は禁止。
- ⑥服装・頭髪については、通常時と変わらず自覚をもった行動をとること。休み中であっても違反があった場合、登校して指導する期間を設ける。

以上